

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会					
開 催 日 時	令和6年7月23日(火) 13:30 ~ 15:20					
開 催 場 所	葉山町福祉文化会館 大会議室					
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○		片山 満里		野間 俊行	○	清水 佳子
		角田 孝子		河野 匡孝		荻田 信幸
		坂口 敏子		三富 淳		金 明夫
		笹谷 月慧	欠席	高根沢 奈津子		藤田 博
		萩原 幹子	◎	中野 徹		内田 自栄
	欠席	柏崎 嘉則		樽井 彰子		市川 壽一
		菊池 尚	欠席	坂本 好輝	欠席	佐藤 弘朗
		越川 紀久雄	代理	新井 慎一	代理	川崎 悦子
※傍聴者 1名						
次 回 開 催 予 定 日	令和6年 11 月下旬					
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 葉山町福祉部福祉課 蒲谷・根岸 電話番号 046-876-1111(内線237) メールアドレス kourei-fukusi@hayama.kanagawa.jp					
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約		要約した理由			
内 容	● 開会 (事務局長) ただいまから、令和6年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、また、大変暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第10条に基づき、今年度は葉山町が事務局となります。私、葉山町福祉部福祉課の秋山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 また、申し合わせにより、会長職は1年交代となっております。今年度の正副会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ● 委員の委嘱及び自己紹介 (事務局長) それでは、ここから着座にて進めさせていただきます。					

今年度は人事異動等によりまして6名の委員の方が新たに選任されました。お名前をご紹介します。お手元の名簿をご覧ください。

設置要綱第5条第1項第1号アの規定により選出されました、横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事、片山委員。

(片山委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局長)

同じく鎌倉市民生委員児童委員協議会副会長、角田委員。

(角田委員)

角田です。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

第1号ウの規定により選出されました、三浦市保健福祉部高齢介護課長、藤田委員。

(藤田委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に、設置要綱第5条第1項第2号アの規定により選任されました、横須賀市障害者団体連絡協議会、柏崎委員。第1号ウの規定により選出されました、神奈川県個人タクシー協会副会長、坂本委員。第1号カの規定により選任されました、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官、森下委員。

以上の皆様には、先に送付いたしました通知をもって委嘱をさせていただいております。委員委嘱につきましては、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第7条により、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間、お手元の名簿のとおり、委員が選任されております。

先に送付いたしました委嘱通知をもって、新たな委員委嘱とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

● 協議会の成立要件

(事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ20名のご出席をいただいております、設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているので、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、三浦市社会福祉協議会事務局長、高根沢委員、横須賀市障害者団体連絡協議会、柏崎委員、神奈川県個人タクシー協会副会長、坂本委員、全神奈川ハイタク労働組合連絡会議事務局長、佐藤委員からは事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。

また、設置要綱第8条第4項の規定により、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局主席運輸企画専門家官、森下委員の代理で新井様に、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、笠井委員の代理で川崎様にご出席をいただいております。

● 委員及び事務局の紹介

(事務局長)

それでは次に、新任の委員が6名いらっしゃるものと、今年度最初の会議となりますので、お手元の名簿の順番で横須賀市の片山委員から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員が、順に自己紹介)

(事務局長)

ありがとうございました。皆様よろしくお願いいいたします。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の順に自己紹介をお願いいたします。

(各事務局が、順に自己紹介)

● 正副会長の選出

(事務局長)

それでは次に、会長の選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、設置要綱第6条第2項で委員の互選となっておりますが、申し合わせにより、事務局市・町の中から選出することとなっております。

葉山町選任委員で協議した結果、中野委員に会長をお引き受けいただきたいということになりましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(事務局長)

ありがとうございます。それでは中野委員に会長をお願いいたします。中野委員、会長席にお移りください。

(中野委員、会長席へ移動)

(事務局長)

それでは設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長をお願いいたします。

(会 長)

皆さんこんにちは。ただいま選任いただきました葉山町の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、このような重職に任じられ、身も引き締まる思いでございます。地域住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、微力ながら一生懸命、務めさせていただきたいと存じます。

また、議事が円滑に進行するよう皆さまのご協力、ご支援をいただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは座ったまま、会を進めさせていただきます。

それでは次に副会長につきましては、要綱上、会長の指名する委員とな

っておりますので、次回事務局当番市である、横須賀市選任の横須賀市福祉総務課長の清水委員にお願いいたします。

清水委員、副会長席にお移りください。

(清水委員、副会長席へ移動)

(会 長)

それでは、清水副会長から一言ごあいさつをお願いします。

(副会長)

皆様こんにちは。改めまして横須賀市福祉総務課長をしております清水と申します。よろしくお願いいたします。

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入場)

(会 長)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

はじめに傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、法人及び個人の情報が含まれておりますので、協議会終了後、速やかに事務局へ返却いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

会議中は、カメラ・ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、ご了承ください。その他、注意事項を遵守されますようお願い申し上げます。

協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクでお願いいたします。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日配付いたしました資料について、確認させていただきます。

本日、席上に配付しておりますのは、「座席表」、横須賀市より、特定非営利活動法人ピースフルライフの「追加資料」、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の「追加資料」、運輸支局から「直近の自家用福祉有償運送制度の変更点について」になります。

事前に送付いたしました資料等につきましては、「運営協議会設置要綱」、「運営協議会公開要領」、「運営協議会傍聴要領」、「福祉有償運送ガイ

ドブック」、「次第」、「名簿」、別紙「資料一覧」のとおり協議・報告事項です。漏れ等がございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について、ご説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、更新の申請が1件ございます。

次に、合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について、横須賀市が3件、鎌倉市が2件の報告をさせていただきます。

次に、令和5年度の実績報告は事務局から報告させていただきます。そのうち、事故報告について横須賀市から1件報告がございます。廃止団体の報告は事務局から報告させていただきます。

また、改善報告書について、横須賀市から1件報告がございます。

その他において、運輸支局から制度の変更点についての説明がございます。

なお、今後の予定ですが、協議会は年3回を考えており、次回は11月下旬の開催を予定しております。それ以外の開催は、特別な事情に限り、別途検討することとします。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定については、ただ今、事務局から説明があったとおり、行ってまいります。

● 議題 申請書の協議について（更新登録申請）

(会 長)

それでは、次第5、議題の申請書の協議について、[自家用有償旅客運送の更新申請について]に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の更新申請は、横須賀市の「特定非営利活動法人ピースフルライフ」の1件です。こちらは登録事項に変更の無い更新ですので、設置要綱第9条第2項第2号の規定により、委員の皆様、事前に書面表決をお願いしていたものです。

この件につきましては、委員お二人から条件を付されて、表決書にてご承認をいただきました。他の委員の皆様からは表決書にてご承認いただいております。

内容としましては、お一人からは、資料7の書類について、「参考様式8号については、旧様式が添付されているため、申請時には現行様式への差替えを行うこと。」です。もうお一人の委員からは、資料12の省略している資料について、「当日、追加資料があれば確認して承認します。」で

	ございます。こちらは、資料11の運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿について、第2種運転免許を有しない者にあつては、要件を備えていることを証する書類を添付すること、と記載されておりますが、更新者の分は添付を省略しているものでした。 本日、横須賀市事務局から資料が追加されております。資料をご確認ください。 (会 長) ご質問等があれば、横須賀市事務局より回答いたします。 (野間委員) 21ページ、資料11で、私の方からご指摘させていただきます。できれば、資料の横に更新か新規という言葉を入れていただくと、更新は（資料の添付）を行わなくて良いという事になっているので、分かりやすいのではないのでしょうか。新規かどうか分からないので、更新か新規だけでも記載していただけますでしょうか。 (横須賀市事務局) 横須賀市の白石です。ご指摘の通り、新規か更新か分かった方が審議はしやすいのかと思います。正式な提出時には付けないという事で、ただし書きでよろしければ、今年度第2回、第3回と更新を出しますので、その様にさせていただきますと思います。 (野間委員) ありがとうございます。メモでも構いません。 (菊地委員) ちょっと小さいことなので、事前に確認をいたします。 資料11の運転者就任承諾書の運転者の1番の方、これ、資料の中に同じ苗字の方が何人か出ていますが。私の発言は運行管理体制についてです。 苗字しかないので特定できないが、お名前はなんておっしゃる方でしょうか。 (横須賀市事務局) 資料15の方に記載がございます。 (菊地委員) 同一人物ってことですね。 (横須賀市事務局) はい。 (菊地委員) 必ず私、毎回この意見をさせていただいているので、またかと思われる
--	---

	かもしれませんが、今回、ピースフルライフさんは、17名の方を4台で運行されていて、運転者が4名になっています。小さな所帯ですが、運行管理体制に名前が出てくる方、全部運転者兼務です。4台出払っている場合に、事故報告、あるいは苦情処理あった場合、どうされるのでしょうか。 団体の役員さんが、理事長さんだけ出てきていますが、理事役員さんの方がこの辺で全然出てこないで、それなりのNPO法人で役員の方がいらっしゃるのでしたら、運転者以外の方が、運行管理体制に入ってくることは可能ではないかと思うんですが、いかがでしょう。 (横須賀市事務局) ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。 (菊地委員) 申請者の人からお話をいただけるのか。運行管理される方はいらっしゃっていますか。 (横須賀市事務局) 今日、変更なしの更新だったため、事務局のみでの出席とさせていただきます。 (菊地委員) 事務局、運行管理体制わかりますか。現場の。 (横須賀市事務局) 申し訳ございません。資料15以上のことは承知しておりません。 (菊地委員) そうすると時間が無駄ですので意見だけ。毎回言わせていただくのは、運転者と運行管理を司る方が全部兼任ですと、出払っていると全然体制がとれない。やはりそれ以外の方を1人でも2人でも、会社の方を管理する側に入れていただいたらよろしいんじゃないんですかという発言を、意見を言いました。これは意見ですので、回答はいりませんし、発言をさせていただくことで終わりにしたいと思います。 余計なことを言うのであれば、今日、報告も1件ありますけれども、運転者の登録手続きと運行管理に関わるところが、同じ運転者が全部やっていくとなると、当日管理しきれない、あるいは見落としがあったりすることもないとは限らないので、小さな所帯であっても、ダブルチェックとかの体制ができることが本当は望ましいと思います。 ガイドブック等に兼任してはいけないという記載はないので、希望というか、意見です。以上、よろしくお願いします。 (会 長) ありがとうございます。他にありますか。 それでは、「特定非営利活動法人ピースフルライフ」の更新登録の申請
--	---

につきましては、参考様式 8 号について、更新登録の申請時には現行様式に差し替えることを条件に、協議が整ったということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

（会 長）

よろしいですか。それでは、以上で横須賀市の「特定非営利活動法人ピースフルライフ」の更新登録申請についての報告を終了いたします。

● 報告 1 変更届出書について（軽微変更）

（会 長）

続きまして、「次第 6」の「報告（1）変更届出書について[自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等]」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

（事務局）

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆さまに送付した資料、横須賀市 3 件、鎌倉市 2 件についての報告となります。

（会 長）

それでは、横須賀市、鎌倉市の順で、それぞれの事務局は、自席から報告してください。質問は、各市の報告後に伺います。

（会 長）

まず横須賀市の事務局の方をお願いします。

（横須賀市事務局）

1 点目の、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の軽微な変更のところになります。内容としましては、車両の 1 台増ということで、セダン型の軽自動車を 1 台増やしてございます。1 件目は以上です。

（会 長）

この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。

特に無いようなので、2 件目をお願いします。

（横須賀市事務局）

2 件目、3 件目、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所について、ご報告させていただきます。

こちらの事業所は 2 回変更がございました。1 回目の変更ですが、令和 6 年 2 月 2 日付受理の届出において、車両台数で車椅子車軽が 2 台減って、兼用車軽が 2 台増えております。こちらは実際に車両の増減があったものではなく、令和 5 年 12 月に届け出した内容が誤っていたことによる車両の種類の修正となります。また、セダン等車両が 1 台増えて、そのうち軽自動車が 2 台増えているという内容になっております。こちらは、実際には

1台、軽が増えたものですが、同じく令和5年12月に届け出した内容で、軽自動車が6台だったのが誤って5台で届け出しているため、修正を行っております。この結果、合計車両台数は22台から23台に変更となっております。

続きまして、2回目の変更ですが、令和6年4月1日付受理の届出において、車両台数でセダン等車両軽が1台増え、合計車両台数が23台から24台に変更となっております。以上となります。

(会長)

ありがとうございます。この件についてご質問がありましたらお願いします。

ご質問がないようでしたら、次に鎌倉市事務局の方をお願いします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市高齢者いきいき課の細萱が説明させていただきます。よろしくお願いします。鎌倉市の資料をご覧ください。

福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山より、福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークーズコレクティブ らら・むーぶ・かまぐらからの軽微な変更のご報告になります。

1点目は、福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山が配置している車両台数の変更になります。

令和6年3月15日付で、持ち込みのセダン等1台減車しまして、車両台数が合計5台となっております。

2点目は、福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山及び、福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークーズコレクティブ らら・むーぶ・かまぐらの登録法人の代表者の変更になります。令和6年6月3日に理事長を大場英美様から有賀恵子様に変更しております。軽微変更の説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございます。この件について、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問がないようでしたら、以上で報告1を終了いたします。

● 報告2 令和5年度実績報告について

(会長)

それでは次に、「次第6」の「報告(2) 自家用有償旅客運送実績報告書(令和5年度)」について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「令和5年度実績報告書」につきましては、事務局からご報告いたします。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの実績報告は、横須賀市は

12団体、鎌倉市は2団体、逗子市は1団体、三浦市は1団体、計16団体から提出されています。また、令和5年度中、1団体から事故報告が1件ございます。こちらの事故報告について、横須賀市事務局よりご報告いたします。

(会 長)

それでは、横須賀市の事務局は、自席から、報告してください。

(横須賀市事務局)

横須賀市の事故に関する報告をいたします。

特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所で交通事故が1件ありました。追加資料としてお配りいたしました、「事故報告について」をご覧ください。事故の内容を申し上げます。

事業所職員が送迎サービスの提供終了後、車で事務所に戻る途中で交差点を左折時に、後方から走行してきた原付バイクが、左側後方部のドア部分に接触したものです。

なお、サービス終了後で、利用者が乗っていない状況での事故となります。重大事故には当たらないため、運輸支局には報告はしておりません。その他の詳細はお手元の資料をご覧ください。以上となります。

(会 長)

ありがとうございます。この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、以上で「報告2」を終了いたします。

● 報告3 廃止届出書について

(会 長)

それでは次に、「次第6」の「報告(3) 自家用有償旅客運送廃止届出書について」、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

実績報告書に続いて、「廃止届出書」につきましても、事務局からご報告いたします。

廃止届出書については、横須賀市の「特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ」から令和6年3月31日付で1件廃止届が提出されております。以上、報告を終わります。

(会 長)

ただ今の事務局の説明について、何かご質問がございますか。

ご質問がないようですので、以上で「報告3」を終了いたします。

● 改善報告書について

(会 長)

それでは次に、「次第7」の「改善報告書について」、横須賀市事務局

の方は説明席にご着席をお願いします。

(説明席に移動)

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課の茂木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、改善報告にあたり、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方も同席をさせていただきます。

(事業者、説明席へ移動)

(事業者を紹介)

(横須賀市事務局)

着座にて説明させていただきます。

資料報告のその他、「改善報告書」という資料をおめくりください。特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所に係る内部告発について（報告）という資料です。

こちらは、令和6年2月13日開催の第3回運営協議会において、運転者資格及び持ち込み車両の未登録の2件については報告したところですが、改めて本報告書により全ての当該内部告発について、調査結果を報告するものです。前回の報告の時に全容が見えないという委員からのご指摘があって調査結果を報告するものです。

資料の説明をいたします。1番の内部告発の概要です。（1）から（6）までの6項目にあたり内部告発がありました。このうちの（3）と（6）については前回報告したものです。

2、調査結果と対応。

（1）の複数人の搬送をしているという告発がありまして、調査した結果、令和4年度更新時は、複数乗車をしていないという書類内容でしたが、調査をした結果、従前から複数乗車をさせていたことが認められました。

これについての対応ですが、市から運輸支局に相談したところ、速やかに対価の変更の届け出をさせるようにという指示がありまして、令和5年11月の第2回運営協議会において対価の変更を協議に諮り承認いただきました。

（2）対象外の利用者にサービスを提供していることについて。こちら内部告発で具体的に1名、対象外の利用者ではないか、という情報がありました。調査の結果、令和4年度更新時の名簿に、ト「その他の障害を有する者」に該当する者として登録されている方でありました。そのため、対応不要といたしました。

（3）運転者の資格要件を満たさない者が業務にあたっていることについて。こちらは前回ご報告した通りですが、調査をしたところ、令和4年度中に資格要件を満たさない状態で業務に従事しており、令和4年度更新時の運転者名簿にも記載されていなかったということを確認しました。

対応について、支局に相談したところ、運転者の資格要件を満たさない者が業務にあたる状況はあってはならないが、事業所の登録取消しに当たるほどの欠格事項とは言えず、速やかに運転者の資格要件を整えるようにと指示がありまして、その後12月に資格要件が整い、第3回運営協議会で

	報告をいたしました (4) 運転者名簿に登録がない者が業務にあたっていることについて。調査の結果、先ほどご説明した調査により、運転者名簿と実態に食い違いがあることがわかり、改めて令和5年12月時点で運転者名簿と資格を確認しました。 対応としては、今後運転者の資格要件を必ず確認するよう指導しました。また、届け出については軽微変更の届出要件に該当しないため、次回更新の際に実態に即した名簿を提出するよう指導しました。 (5) 運行管理責任者の変更を運輸支局に届け出していないことについて。こちらについては、調査の結果、訪問調査時、令和5年7月10日でしたが、後任に引継ぎ中とのことで、令和5年12月時点では新たな職員が着任していることを確認しました。 対応としては、軽微変更の届出要件に該当しないため、次回更新の際に届け出るよう指導しました。 (6) 運輸支局に未届けの持込車両で業務を行っていることについて。こちらも前回報告した件になりますが、調査の結果、告発者から指摘があった2台の車両については、令和4年更新時の車両一覧に記載が無いものでした。事業所に説明を求めたところ、管理者の管理が不十分ということで、未届けの車両を使用していたと事業所が認めました。事業所からは未届けの持込車両は令和5年6月から業務に使用していないとの説明がありました。 こちらについての対応ですが、市から支局に相談したところ、事業所の登録取消しに当たるほどの欠格事項とは言えないが、速やかに台数の精査をし、必要があれば届け出るようにと指示がありました。第3回運営協議会で軽微変更の報告をいたしました。 なお、その他の車両については精査し、台数変更として、令和5年6月、9月、12月の3回にわたりまして、運輸支局に車両台数の変更を届け出ています。 3、上記実態となった原因ですが、事業所に適切な運営ができていなかった原因の説明を求めたところ、事業所の管理者が十分に管理できておらず、運行スケジュール担当者と資格取得・車両登録などの事務的な管理の情報共有ができていなかったことが原因として挙げられました。 4、今後の再発防止策です。事業所としては、現在の従業者は全員運転者の資格要件を満たしていることを確認しており、再発防止のために事業所内での情報共有を積極的に図っていくこと。 また、未届けの車両については、台数変更をした場合は速やかに届け出を行っていくとのことです。 横須賀市としては、所管する福祉有償運送事業所に対し、実態に即した届け出を行うよう指導するとともに、福祉有償運送の要件について改めて周知してまいります。 5、内部告発に関する調査等の経緯、こちらは参考に記載しております。
--	---

令和4年7月の更新時から、令和6年2月第3回運営協議会までの届出、内部告発を時系列に並べたものになります。

以上で横須賀市からの報告を終わります。また、前回の報告で具体的に違反行為がいつからいつまでなのか、また、不適切な状況になり継続してしまった原因は何だったのかについても事業所から説明すべきでないかというご指摘をいただきまして、この後、宮川理事長から改善報告として具体的に説明させていただきます。

(事業者)

三浦半島高齢者福祉事業所理事長の宮川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、届出がなく、複数乗車を行っていたことについて、違反の具体的な内容でございます。2つのグループがありまして、利用者Aと、利用者Bは兄弟です。この人と、それからもう1組が利用者Cと利用者Dのご兄弟です。

(利用者Aと利用者Bは) 1台の事業所の社有車で乗車地、目的地が同一の利用者で同居親族です。期間的には長く、平成18年10月から令和5年8月までの間、搬送しておりまして、回数は8120回輸送しました。

そしてもう一つ、CとEのご兄弟です。期間は令和2年10月から令和5年8月、回数が82回搬送しました。

違反した理由でございますが、同居親族で乗車地、目的地が同一である場合の輸送には、届出は出さなくても、複数乗車をしていても良いと間違った解釈をしておりまして。複数乗車の件についての理解が乏しかったと思っております。

また、複数乗車の条件について事前に役所の担当の課、神奈川運輸支局輸送担当、横須賀市介護保険課等に確認を取る事を怠っておりました。しっかりと確認を取らないで誤った解釈のまま複数乗車による輸送を繰り返し行っておりました。

違反に対する具体的な対応です。令和5年7月の実施指導において、届け出なく複数乗車を行っていたと指摘を受けました。令和5年11月の第2回運営協議会に、「自家用有償旅客運送の登録事項の変更について」を提出し、「複数乗車の有無について」を「無」から「有」に変更しました。

再発防止策です。管理者及び運行管理責任者に対して、福祉有償運送ガイドブックを配布し、改めて福祉有償運送の運営基準を、管理者及び運行管理責任者ともに確認しました。法人内において、福祉有償運送事業に対する監督を行う者を理事より選出し、監督者の下で管理者及び運行管理責任者が基準から外れないように、理事会が事業所全体を統制するとともに、再発防止に向けての管理体制を敷きました。組織図で位置付けをしまして、ここを重点的に組織的にも行っていくということを確認しました。

	それから次に資格要件を満たさない運転者が業務にあたっていたということについてです。ここに4名おります。違反の具体的な内容です。 A職員は、令和3年6月22日に入職、福祉有償運送の運転講習の修了が令和4年8月20日です。下記の期間中に388回資格要件を満たさずに業務を行っておりました。この回数の換算は1日に2往復すれば2回、と1回1回の乗車についての回数を計算しております。 B職員は令和4年5月1日入職、令和4年7月18日に福祉有償運送運転者講習を修了しております。この間に91回資格要件を満たさずに業務を行っておりました。 職員Cは令和4年4月1日入職、令和4年10月31日に福祉有償運送運転者講習を受講せずにそのまま退職しました。この期間に392回資格要件を満たさずに業務を行っておりました。 職員Dは令和2年4月1日入職、令和3年2月28日、福祉有償運送運転者講習を修了しました。この期間に160回資格要件を満たさずに業務を行っておりました。 もう一人名簿に載っていましたが、その者は元々事務局として採用し、仕事に就いていたので4名といたしました。 期間はA職員が令和3年6月29日から令和4年8月11日、B職員が令和4年6月7日から令和4年7月14日、職員Cが令和4年4月7日から令和4年10月29日、D職員が令和2年4月1日から令和3年2月28日までは資格を無しに仕事をしておりました。 違反した理由。事業所内において、福祉有償運送の業務に携わるにあたっては、福祉有償運送運転者講習を未受講の者を採用し仕事に就く場合は、入職して2カ月以内に受講するという取り決めがありました。福祉有償運送講習未受講の者が講習を受けるまではトレーニング期間として、受講修了した者と一緒に車に乗車して仕事を覚えるという事を管理者に指示し、それを実行はしていましたが、抜けてしまったことが度々あり、こういう回数になってしまいました。それと、資格を持っていない者を採用した時にすぐに受ける段取りをするんですが、なかなか上手くいかずに2カ月という期間を設けてきました。違反していた期間、当時の管理者と職員の資格取得に関する意思疎通が不十分でありました。 D職員については大型免許を取得しておりました。運転者の資格要件について解釈を誤り、福祉有償運送の輸送に携わってもよいと判断し業務にあたらせていました。後に誤った解釈であると気づき、福祉有償運送運転者講習を受講してもらいました。 B職員は入職して2カ月以内に講習を受講しており、受講までは有資格の同乗者をつけて仕事をしておりましたが、その内の91回は同乗者なく搬送業務にあたらせていました。 職員Cは資格取得を促しておりましたが、なかなか協力を得られず、女性職員ですが、「あの人と一緒に講習を受けたくない」など個人的な訴えがあり、なかなか受講してもらえませんでした。管理者には講習の受講予定日の情報だけが伝わっており、本人に伝えても協力が得られず、令和4
--	---

	年10月31日で退職をしました。 職員Dは免許が中型車8tに限っており、その運転者資格の要件について解釈を誤り福祉有償運送の輸送に携わって良いと判断し業務にあたらせておりました。他の職員の講習を受講し終わったタイミングで念のために講習を受講してもらいました。これが違反した理由です。 違反に対する具体的な対応です。 令和4年3月末日、これまで5年間管理者を務めていた職員をはじめ、運行管理責任者、車両管理を担っていた社員4人が一斉に退職しました。 この4人がこの法人の車両に関する事を担ってもらっていましたが現場は大変混乱しておりましたし、私自身も大変混乱しておりました。新たに管理者を立てて事業の運営を行っていましたが、前任者との引き継ぎが全くできない状態で、新たな管理者に対して資格取得者の情報共有等の連携が上手く出来ておりませんでした。これが一番の難問でした。徐々に資格取得者の情報を管理者と共有し、業務にあたるよう指示して参りました。 再発防止策です。事業所職員の資格取得についての確認・整理は常日頃から管理者が中心になって継続的に行っていくよう指示しました。今後は理事、管理者、運行管理の責任者、サービス提供責任者との更なる連携強化を図るため、2か月に1回開催される理事会には理事以外にも管理者、運行管理の責任者、サービス提供責任者が適宜参加し、職員の資格取得状況の情報共有を行っています。 また、職員の新たな資格取得の情報は掲示や回覧等で逐一全職員に周知し、職員同士でも資格の有無の確認が出来る環境作りや管理者以外の職員から管理者に対して気軽に忠告ができる雰囲気作りを行っています。それは誤りが起きる前に事前に必ず話せるような雰囲気づくりを行っております。 管理者及び運行管理責任者に対し、福祉有償運送ガイドブックを配布し改めて福祉有償運送の運営基準を管理者及び運行管理責任者と共に確認しました。法人内において、福祉有償運送事業に関する監督を行う者を理事より選出し、監督者の下で管理者及び運行管理責任者が基準から外れないように理事会が事業所全体を統制するとともに、再発防止に向けての管理体制を敷きました。 次に、未届けの持ち込み車両で業務を行っていたことについて、違反の具体的内容です。職員Eと職員Fの2名が届出を行っておりませんでした。 職員Eは未届けの持ち込み車両で31回業務を行って参りました。職員Fは未届けの持ち込み車両で487回業務を行って参りました。期間は職員Eは令和4年3月26日から令和4年8月22日まで。職員Fは令和4年7月から令和5年9月まで。 違反した理由です。事業所内や自分自身が混乱していたなか、管理者や運行管理責任者に届を出すよう指示する事を完全に忘れておりました。
--	--

	令和4年3月末日、それまで、先ほどと同じ説明になりますけれど、5年間管理者を務めていた職員をはじめ、運行管理責任者、車両の管理を担っていた職員、合計4人が一斉に退職しました。その場で現場は大変混乱しておりましたし、下記にもある様に、運行管理責任者が定まらぬまま、私自身も大変混乱しておりました。本来であればそのような事態の場合は管理者に届け出を出すよう指示するところですが、私の至らない所で指示を完全に忘れておりました。結果、職員Eに未届けの持込み車両で業務を行わせていました。職員Fについては未届けの持ち込み車両で業務を始めた頃、30日以内に届け出を出すよう管理者や運行管理責任者に指示を出さなければ、と頭の中で思っていたのですが、いつの間にか忘れてしまい、そのまま未届けの持込み車両で業務を行わせておりました。 違反に対する具体的な対応です。令和4年10月の更新登録時に、新たに運行管理責任者の任についた職員より職員Eの車両については届け出を提出しました。この時点で職員Fの車両については届け出を失念しておりました。 その後、12月の内部告発で指摘があり、未届けであった職員Fの持ち込み車両は実際のところ令和5年10月以降は未届けの持ち込み車両で業務を行っておりませんでしたけれども、その後に使う可能性もあったため、令和5年12月に車両台数の変更として運輸支局に届け出、令和5年度第3回運営協議会で軽微変更として提出をいたしました。 再発防止策です。管理者及び運行管理責任者に対して福祉有償運送ガイドブックを配布し、改めて福祉有償運送の運営基準を管理者及び運行管理責任者と共に確認しました。法人内において、福祉有償運送事業に関する監督を行う者を理事より選出し、監督者の下で管理者が基準から外れないように理事会が事業所全体を統制するとともに、再発防止に向けて管理体制を敷きました。常日頃より、管理者や運行管理責任者が車両の管理をしていくと共に、福祉有償運送事業の監督者が届出に関する確認を行って参ります。 運行管理責任者を定めなかったことについて、違反の具体的内容は、令和4年3月末日にそれまで運行管理責任者であった職員が退職しました。令和4年9月まで運行管理責任者が不在のままで運営を行っていました。 期間は令和4年4月から令和4年9月までです。違反した理由は、法人では職員の退職の申し出は2か月前にするよう規定されていましたが、それまで5年間程管理者を務めていた職員や運行管理責任者が2週間前の申し出で突然退職しました。突然の退職により運行管理責任者の後任をすぐには決める事ができなかった状況でありました。 運行管理責任者の候補者が決まり、いざ変更届の手続きに入りましたが、事務慣れた者がおらず、警察に届け出る書類に不備等があり関係機関に受理されるまで相当な期間を要してしまいました。 再発防止策です。法人内において福祉有償運送事業に関する監督を行う
--	--

者を理事より選出し、監督者の下で管理者及び運行管理責任者が基準から外れないように理事会が事業所全体を統制すると共に、再発防止に向けての管理体制を敷きました。法人内において職員の退職の申し出は2か月前、という事を改めて徹底し、例外的な状況や予期せぬ状況を生み出さないよう努めていくと同時に、運行管理責任者の職員の退職に際しては速やかに後任の選任及び引き継ぎ業務が行われるよう事業所の管理者と共に監督者が管理・監督をして参ります。

ただいま説明させていただきましたように、ダブルチェックというものがされていなかったという事、福祉有償運送の会議が4カ月から5カ月1回になってしまっていること等は、これの大きな原因になっていると思っております。情報共有をするためにも毎月の会議にし、常にダブルチェックを行っていかうと確認を取ってやっていかうと今、始めました。私がきちっとしたことができなくて、利用者さんにも嫌な思いをさせたり、職員にも心配をかけたり、横須賀市など行政の方にも迷惑をかけてしまいました。また、今日も大事な時間をいただいております。お集まりいただき検討をしていただく様なことになり本当に申し訳ないと思っております。

これからも利用者のために私たちがいい仕事をするために全部体質を変えて、始まった事に邁進していきたいと思っております。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

この件について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(野間委員)

事業所の方の資料の問題、確認をさせてください。改善報告についての、3ページ目ですね。資格要件を満たさない運転者が業務に当たっていた事についての(3)の違反した理由ですが、このトレーニング期間は講習を受講した者と共に業務に当たるということは、実際に運転されてたのは受講した人ですか。

(事業所)

そうです。資格を持って、本来仕事に就いていた者の横に座ってもらって、コースを覚えたり、利用者さんを覚えてもらうためのトレーニングです。

(野間委員)

わかりました。次に職員Bについて、入職して2カ月以内に受講しており、受講までは有資格者の同行者をつけるようにしていた、これトレーニング期間ですけれども、その内91回は同行者が無く搬送業務に当たらせていたというのは、無資格運転をさせていた。

(事業所)

はい、そうです。

	(野間委員) それは、運行管理者は知っていましたか。知っていて認めて運転をさせていたのでしょうか。 (事業所) 1つの車で朝出るとずっとその者について行くんですけれども、利用者の色々な事情で、1人になってしまうこともあり、その時にBが運転してしまったということで、管理者とかの命令ではなかったです。 (野間委員) ということは、故意にやっていた訳ではないということでしょうか。 (事業所) そういう事です。 (野間委員) 分かりました。後いくつか錯誤が結構あって、間違った解釈をしていたというのがあるんですけれども、それはどこかで行政側とかには相談をしてなかったということですか。 (事業者) 相談すべきだったのだが、そこすら頭がいかなくて、自分の経験とか内部で打ち合わせをしてそのまま来てしまいました。もちろん相談した場合もあるんですけれども、特に免許の種類のところでは私が勘違いしております、二種だったら必要無かったのが大型取っているから良いのではないかと、その辺の私の誤解も大きかったです。 (野間委員) そうすると、失念していたということでしょうか。 (事業者) そういう事です。 (野間委員) それから各所に、忘れていたという言葉が出ていますけれども、これも故意ではなくて本当に忘れていたということですか。 (事業者) そうなんです。 (野間委員) 分かりました。以上です。
--	--

	(会 長) 他にご質問はよろしいでしょうか。 (新井委員代理) 神奈川運輸支局の新井と申します。最初にお伺いしたいのですが、組織図のところなのですが、運送に関わる専従の方というのはいらっしゃるのでしょうか。運送されるにあたって三浦半島高齢者福祉事業所さんは台数が多いと思います。その中で運送の引き受けですとか、ドライバーさんの管理にあたって、専従でされている方はいらっしゃるのでしょうか。 (事業者) この組織図ですと、まず上から理事会がありまして、その下にみうら所長、その下にみうら訪問介護・障害福祉となっております。ここに移動支援等のサービスが入ります。ここが福祉有償運送に一番関わるところです。このところを全体的にいつも確認しているのが、サービス提供管理者、サービス管理責任者、人員のところはそうなってまして、今回新しく理事会が監督するということになったのが理事会の枠の上に新しく自家用福祉有償運送担当藤井というのが、理事会が新しく監督者を置いた組織となります。 (新井委員代理) 今後自家用有償のメインの担当の方は藤井さんでよろしいでしょうか。 (事業者) はい。 (新井委員代理) はい。分かりました。色々ご説明いただいたところで幾つか原因として、解釈が間違っていたというところを何回か挙げられていましたが、そういった際に解釈違いが原因で誤った運用をしてしまうというところで、法人内で確認をしても結局誤った答えにしか至らなくなってしまっていて、また同じようなミスをしてしまうということがあると思います。 解釈に不安がある場合は内輪で話し合うのではなくて、横須賀市の事務局や支局に問い合わせいただいても構いませんので、必ず外に対して確認を取るようにしていただく様にお願いします。 (事業者) はい、よろしくお願いします。 (新井委員代理) 理由としてあるのは、退職された方が多くて手が回らなかったというところもあるようですが、その様な場合、もし目が行き届かなくなってしまったのであれば、届出をして運送事業を回そうとするのではなく、一旦立ち止まっていたいただいて、運送を止めて、まず回せる内容の運送で回しても
--	--

らうべきです。届出が整っていない状態で、そのまま回ってしまうと、人の命を預かっているのです、非常に危ないですし、職員でもあの人と同じ講習受けたくないという命令を聞かない方がいらっしゃるところで、そういった方に人の命を392回も任せるのは非常に危険なことだと思います。人数が減ってしまったのであれば、受け付けを絞るですとか、組織のスリム化をまずは図っていただくべきかと思います。

今はもうライドシェアとかも話題になっていますが、国交省の方でもいろいろ条件をつけてタクシー事業者さんにやってもらっているところですが、こういったいろいろ条件つけて細かいなっている感想をお持ちの方もいらっしゃるかと思うんですが、そもそも人を運ぶということに対して責任をどう確保するかというところで、こちらでも制度を考えてやっているところではありますので、そのために制度が細かいところがありますし、タクシーの許可、取得についても現状タクシー事業者さんの数がこれ以上台数が増えても、町中にタクシーが溢れてしまってそれでお客さんの引っ張り合いになったり、無謀な運転をするタクシーが時には出てきてしまうかもしれないというところで台数を抑えているという理屈ではありますけれど、そういった許可、制度になっている中で、こういった場で特例的に会議での合意を持って、特別に運送事業をやっているですよっていうふうに、合意を取っているわけですね。なので、運送事業者さんとそこはやっていることは一緒ですので、きちっとやる事はやっていたかかないと、多方面に迷惑かかってしまいますので、それも肝に銘じていただければと思います。

(事業者)

はい。

(新井委員代理)

先ほど軽微な事故報告があったとありましたが、そういった際にも、どのような対応をすれば良いのか分からない方が講習を受けないでしてしまうと、それでまたトラブルになることもありますので、必ず手順は踏んでいただいて、手順が追いつかない様であれば一旦止まっていただく様をお願いします。

(事業者)

はい。

(新井委員代理)

最後、運行管理者がいなくなってしまったというところですが、運行管理者の資格が二十何台、事業者今持っていますので、資格を持っていないとできないというところではあるのですが、すぐにいなくなってしまうからといって、事業が立ち行かなくなってしまう訳ではなくて、4両以下にしていいただければ運送は引き続き出来るわけなんです。そういった話もちちらにご相談いただければお答えしましたし、支局や事務局に問い合わせをまずしていただく様に、今後、意識づけをしていただければと思います。

す。

あと、こういう不測の事態で辞めてしまうといった事態に対応するためにも複数人資格をお持ちの方がいらっしゃる方が良いかと思いますので、資格取得の支援など進めていかれるのがよろしいのかと思います。以上です。

(事業者)

どうもありがとうございます。よく分かりました。

(会 長)

他はよろしいでしょうか。それでは以上で「次第7」の「改善報告書について」を終了いたします。

● その他について

(会 長)

次に、「次第8」の「その他」に移ります。事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

前年度第3回協議会において、法改正等の勉強会の開催について、ご提案をいただきました。制度説明と併せた説明会について、今年度第1回協議会前の開催を目指し、県と日程の調整をしておりましたが、開催は7月以降となる見通しとなりました。日程が決まりましたら改めてご連絡させていただきます。本日は、この場をお借りして、簡単ではございますが、運輸支局に制度の変更点についての説明をお願いしております。

(会 長)

運輸支局、お願いします。

(新井委員代理)

運輸支局の新井でございます。色々お話したところ、またお時間を頂いてしまって恐縮でございます。直近の自家用有償運送制度の変更点についてという資料をお配りしたんですが、制度の変更というよりその自家用有償運送の制度の中でできることが広がってきているというところもございますので、そういったところについて等、話を少々できればと思います。

自家用有償旅客運送についてという、概ね制度的の概要的な話となりますが、まず道路運送法第78条第2項で今行っている自家用有償旅客運送が定義がされていまして、協議会で協議をしているのは、右側の福祉有償運送というところになっております。こちらの福祉有償運送の制度は、単独ではタクシーなどの公共交通が利用できない身体障害者の方等、そういった方が外出するための移動手段、これを確保することを手段として作られた制度になっております。ですので、こちらの方で、ここに当てはまらない方は基本的には、同じ公共交通に乗っていただくということが前提で

はありますし、チェックリストの中でも幾つかこちらの協議会の中で、本当にその方が福祉有償運送の対象として当てはまるのかというところを確認するというのもありますけれども、基本的には公共交通が使えない方に対して提供されるのがこの福祉有償運送になっております。

こちらの運送を行うにあたって、公共交通会議の承認において実施するとなっておりますが、現在制度改正がありまして、名称としては、地域公共交通会議、というふうに、制度上は一本化されております。ただ、福祉有償運送協議会等、地域公共交通会議で、話の内容というのはかなり違ってしますので、引き続き、福祉有償運送運営協議会という形で別個に会議を行っても制度としては妨げず、並立してやっても構わない制度となっております。

左側は交通空白地有償運送も同じ78条2項に基づいておりまして、三浦市の方で長いことやっていたいただいているところも、この制度となっております。公共ライドシェアという話もしていますが、採算性の問題などでバス、タクシー事業者が撤退してしまった所で、運送サービスの提供がなくなってしまう、自家用車で移動するしか移動手段がなくなってしまう地域において、どうにかして移動手段を確保できないかというところで公共交通会議に諮った上で導入されているものとなっております。

三浦のライドシェアにつきましても、深夜帯、夜間の京急のバスの本数が少ない、タクシーについても三崎口に拠点があつてなかなか港の方まで来てくれないなど事情があつて、港の方から交通の需要が満たせない、対応できないことをもって、交通空白地と定義して、三浦のライドシェアをやりましょうと公共交通会議の合意をとって実施されています。

いずれも、交通空白地有償運送公共ライドシェアも福祉有償運送も既存の運送事業者では対応がなかなか難しい需要というところが共通してありまして、例えば、京急のバスが三崎の港に来ない、本数が少ない、需要があまりないというところもありますし、三浦の港にこの間までタクシーの営業所がありましたが、夜は需要が少ないから運送は引き受けられないというように、採算が取れないということで搬送が引き受けられなかったりですとか、福祉有償運送ですと、なかなか特殊な身体障害者の方ですとか、介助が必要だとか、タクシー等では対応できないような需要があるというところで福祉有償運送という制度を設けて、自家用車に乗る有償運送、営利ではない形で行えないかというところで、地域内の会議体での合意形成を得て事業用車ではなく自家用の車を使って運送を行う仕組みとなっております。

次のページの自家用車活用事業ということで今、横須賀の有償運送のエリアなのですが横須賀市と三浦市では日本型ライドシェアの対象エリアになっているのですが、道路運送法第78条3号、この3号というのが対象がかなり広範になっているので、自家用車活用事業日本型ライドシェアのみを目的とした法律ではないのですが、現在川崎、横浜、横須賀、三浦の方で京浜交通圏ですね。こちらでやっている日本型ライドシェアというのは、時間帯によって現状タクシー事業では、時間内に不足してしまうのを、タ

	クシー業者の管理の下で地域の自家用車、一般ドライバーで補うという仕組みになっております。 こちらについてはタクシー事業者の管理の下で事業を行うとなっております、基本的にはタクシー事業者の申出によって、時間帯としては京浜地区では金曜から日曜の0時から6時、16時から20時、この時間帯は予めタクシーの配車アプリで京浜地区ではなかなかタクシーがここからここに行きたいとアベレージを打ち込んでもタクシーが来づらいという時間というのをデータとして出ていたもので、それを基にその時間に限って日本型ライドシェアということで、一般ドライバーさんの車の持ち込みや地域の自家用車を活用して運送を手分けしてもらうという制度になっております。 現状では、数週間くらいから雨の日はどうですよというような制度になっております。こちらも運行前にはタクシー事業者さんの点呼なども含めて見ていただくことになっておりますし、雇用契約という事で運送事業者との間で雇用契約も結んだ上で、保険等にも入っていただいて、万一の事故においてもタクシー事業者が負うことになっております。 一般のドライバーさんが乗るという事で、タクシーですと走る道や信号待ちによってメーターが上がってしまったりトラブルになることもありますが、タクシーも距離だけでなく運転手さんの時間もお給料には入っているので致し方ないのですが、この日本型ライドシェアの運賃についてはアプリで事前確定運賃となっていて、ここからここまでと依頼を入れた段階で運賃が決まり、事前に決済をすませるというシステムになっております。 なので、ライドシェアに乗った後に現金の収受というのは発生しないので、金銭的なトラブルも発生しないようになっています。ドライバーさんは、配車アプリでここからここまで行きたいという依頼が来た場合は、ドライバーさんの判断で迎車地に向かうとなっております。 タクシーですと基本的には手を挙げられたら運送は断れないのですが、日本型ライドシェアは引き受ける引き受けないはドライバーさんが決められるとなっております、割のいい時間の運送を取ることが判断によっては可能になってます。 もちろんライドシェアのドライバーであるということを了承の上、配車依頼を行われているので、例えばちゃんとしたサービスが受けたいのにタクシードライバーでなく、アプリで配車したらライドシェアが来たということは基本的には無いようになっております。 ということで、今京浜地区の方で運用しているのですが、先ほど申し上げた時間帯においては日本型ライドシェアを導入したことによって、運送の需要がほぼ100パーセントに近づいている、需要を満たせているとデータも上がっている、他の地区では今後、需要を満たせなかった場合、日本型ライドシェアの車両数を増やす事も検討されているのですが、今の所京浜地区においては需要を満たせているので追加の募集は今の所ないとなっております。 今後、郊外部は京浜交通系以外の湘南交通圏、圏央交通圏等ございますけれども、そちらの方でタクシー事業者からお申し出があった場合には導入ができることとなっております。以上で自家用車活用事業の説明とします。
--	--

	この後は直近で変わった制度の改正についてとなるのですが、先ほどの運送運行管理者の講習を受けないといけませんというお話を事業者さんに対してしましたが、NASVAの方でもこれは運行管理者講習を受けていただかないといけない制度になっていて、令和4年から施行されている法令ですし、あとは運転者証の作成や、タクシーも一緒ですね。 資料②の令和5年9月22日に改正されたところで、地域公共交通会議が福祉有償運送運営協議会と統合されましたとなったりですとか、こちらの方で今回の改正においては必ずしも実質的な統合を要するものではなく、既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能となっております。 更新登録の手続きの簡素化については、下の方は福祉有償運送については、こちらで更新登録を行う際には基準を満たす添付書類というところなのですが、ドライバーの車や運行体制図、旅客の名簿等ありますが、なかなか把握しきれないということが実情としてございますので、事務局さんの方でも省略が可能になったとはいえ、事業者さんとのやり取りの段階で事業者はこう言っているが書類はどうなっているのか、というのを確認いただきたいというのが支局からのお願いになります。不明点等がありましたらお問い合わせいただけたらと思います。 知らないうちに先ほどのような事例が出てしまったり、書類を省略できることになったせいで管理が適当な団体が出てきちゃうと本末転倒なので、そこは事業者さんとしても一見楽になったように見えるが、運送の質や、適正な手続きが行われているかというところに目を光らせなければいけないという意味では、今まで以上にコミュニケーションが必要なのかなと思います。 最後は対価の取扱いについてというところなんです。こちらも前回の会議で速やかに8割に上げられるようになったら公表してほしいとのご意見等ありましたが、地域公共交通会議と交通空白地有償運送が合体したことによって制度が法律としては一本化されたことに伴い、8割の水準まで福祉有償運送の方も上げられるようになったというのが実際のところございまして。もちろん物価が上がったりガソリン代が上がっていたりですとか、福祉有償運送においてもドライバーさんに渡せるお金が少ないとなかなか人が、そもそも人が来てくれないというところもありますので、そういった昨今の事情も踏まえて、8割まで運送の対価としてお金を取っていただけるという制度になっています。 ただ、自家用福祉有償運送の場合は基本的には固定の方が利用されるというところがあると思うので、そういった利用者さんと予め今後利用料金が少しあがりますよ、と事前にお話して、合意を取られた上で、こちらの協議会の方にかけていただくのが自然なところなのかなと思っております。 最後に参考としてつけているのですが、神奈川においては横須賀市、三浦市においては京浜地区のところを、鎌倉、逗子、葉山は鎌倉地区の運賃
--	---

をご覧くださいければと思います。説明としては以上となります。

(会 長)

ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。引き続き、「その他」の事項について、事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

一点目ですが、事前に委員より、ご質問いただきました件について回答させていただきます。「協議資料の確認方法」について、ご質問を頂きました。各市町の事務局においては、提出書類一覧及びチェック表に基づき、資料に不足がないか、内容に不備がないか等のチェックを行っております。そのうえで、委員の皆様におかれましては、お手元に届いた資料で審査・協議等していただければと思います。

次に、前年度の第3回協議会においてもご意見がありました、「団体への情報提供のあり方」について、ご質問を頂きました。法改正等があれば、国から県等を経由し各市町に情報提供がございます。各市町においては、必要に応じて管内の事業所へ情報提供を行っているところでございます。前回のご意見を踏まえ、今後一層、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。

二点目になります。次回以降の会議の開催についてご説明いたします。協議案件が、前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員から書面にて承認が得られた場合には、本運営協議会設置要綱第9条第2項第2号の規定に基づき会議は開催せず、書面協議にて協議会に代えることができることとなっております。よって、今年度の次回以降の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

(会 長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。ご意見、質問等がございましたらお願いします。

(会 長)

ご質問がないようでしたら、以上で「その他」を終了いたします。

● 閉 会

(会 長)

以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かありますか。

(事務局)

ありがとうございました。

次回の協議会の日程について、ご報告いたします。次回は、11月下旬を予定しております。詳細が決まり次第、改めて正式に文書でご連絡いたします。

	ますのでご承知おきください。 (会 長) 以上をもちまして令和6年度第1回の運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、皆様のご協力をいただき、誠にありがとうございました。
--	---